

議 長
確認印

議会運営委員会会議録

1、開会の日時 閉 会	平成 30 年 2 月 26 日 13:28 平成 30 年 2 月 26 日 14:58
2、場 所	委員会室
3、出席した委員	割貝寿一、小林達信、鈴木安次、鈴木 茂、吉田克則
4、欠席した委員	なし
5、出席を要求した者	副議長 総務課長（説明員）
6、職務のため出席した者	議長、 事務局長、書記
7、付議事件	第 1 平成 30 年第 2 回埴町議会定例会について 第 2 全員協議会の開催について
8、議事の経過	<p>小林達信副委員長が開会 割貝寿一委員長あいさつ 委員長が進行</p> <p>第 1 平成 30 年第 2 回埴町議会定例会について</p> <p>(1)町長提出議案等について</p> <p>（総務課長が資料に基づき議案の説明及び人事に関し追加議案がある旨説明 内容省略）</p> <p>委員長：議案第 3 号財産の取得について、早く進めたいとのことで初日に単独審議をお願いした旨の申し出があったが、委員の皆さんは異議ありませんね。</p> <p>（異議なし）</p> <p>委員長：異議ないようなので、初日に単独審議する。</p> <p>委員長：そのほかについて、質疑を行う。</p> <p>吉田委員：国民健康保険特別会計予算について、平成 30 年度からは県で運営するのに、なぜ特別会計として予算化する必要があるのか。また、資料 21P 埴町辺地総合整備計画の策定と 22P 埴町辺地総合整備計画の変更の違いは何か。</p> <p>総務課長：国民健康保険特別会計について平成 29 年度までは県と国の交付金が別々に町に交付されていた。平成 30 年度からは国保税を分担金として県に納入し、それから必要な分を県から交付されて医者に支払うこととなる。町の事務は今まで通りで、金の流れが変わるだけある。</p> <p>22P の埴町辺地総合整備計画（片貝及び那倉）は現在あるものを変更する。21P 埴町辺地総合整備計画（田代及び湯岐）は新規に計画を策定したためである。片貝及び那倉地区のすべての事業が終了した場合もその後新たな事業計画を策定することとなる。</p> <p>吉田委員：計画というのは地区ごとの計画ということなのか。</p> <p>総務課長：そうである。埴町では 4 地区の計画がある。</p> <p>小林委員：当初予算概要の 10P 駐車場整備費の具体的場所は決まったのか。</p>

総務課長：候補地は役場西側の青戸氏所有地で、まだ話はしていない。他に保育園の跡地も考えている。

小林委員：保育園の跡地もいい。わざわざ新たに購入しないでよい。

委員長：そのほかなければ、総務課長説明は終わる。

（総務課長退室）

(2) 議員発議について

委員長：議員発議について事務局長から説明はあるのか。

事務局長：現在は提出されてないが、今後 1 件提出される予定がある。内容は東京電力第二原子力発電所の廃炉を求める意見書であるが、提出議員が 3 月 2 日の総務常任委員会で協議してから決定する。

委員長：これはこの前の陳情のことか。

鈴木茂委員：正式ではないが、藤田議員から総務常任委員会でまとめて議員発議として意見書を提出してもらいたいので相談したい旨の話があった。請願ではなく議員総意による意見書について総務常任委員会で相談したいということである。議員発議が総務常任委員会でいいとなった場合、議運と全協でどちらが先に決定するのか。通常は全協で決定して議運委員長が発議であるが、個人でも発議はできる。個人で発議しては否決の可能性が高い。これから、総務常任委員会でどのように取り扱うかを協議しなければわからない。総務で全協に諮るとなれば全協に協議することになる。

小林委員：全協で協議しなければならないと思う。

吉田委員：埴高校存続の意見書は発議しないのか。

鈴木(安)委員：埴高校存続の意見書は要望であるので議会の議決はしない。今回提案はしない。

鈴木副議長：議員発議は総務常任委員会に話を出すのは順序としてどうなのか。

事務局長：全協の前に総務常任委員会で話をしたいと言っている。その順序でいいのではないかと私は答えた。

鈴木茂委員：それが間違っているのではないかと思う。請願の採択は総務であるが、議員発議で出す場合は全協で協議してもらおうのがスジである。藤田議員にはこれは総務でなく全協で話をするよう差替えしてもいいと思っている。

事務局長：全協の前に鈴木茂委員長に話をしておきたかったのではないかと思う。

鈴木茂委員：総務委員会で決定して委員長から全協に提案もらいたいということか。

鈴木副議長：委員会発委にするのか、議員発議にするのか又は議場で個人で議員発議をするかの 3 通りが考えられる。そのどれにするのか。総務で発委として提案するのか。

鈴木茂委員：それはしない。

事務局長：無理やり今回出すような感じであるので、藤田議員には今回でなくても次回まで協議を重ねることでいいのではと云ってある。

委員長：3 月定例会に出したいのであれば個人の提案でいいのではないか。

委員長：その時点で協議する。

(3)一般質問について

事務局長：8名から通告があった。提出原文と整理したものをお配りした。必要に応じ訂正している。以下、訂正後のものを説明するが、原文と見比べてほしい。(以下通告順に説明 略)

委員長：訂正内容など問題ないか確認してほしい。

(各委員内容確認)

委員長：意見等あるか。

鈴木(安)委員：青砥議員の質問で石川監査となっているが名前は出さない。監査指摘で十分である。

吉田委員：町監査委員としてはどうか。

事務局長：町監査委員に修正する。

小林委員：下重議員の質問で、確定申告と不納欠損処理の内容は具体的にしないと答弁できないのではないか。

事務局長：内容確認し、町側に伝える。

鈴木(安)委員：吉田(広)議員の質問で湯遊ランドの経営までは踏み込めない。

委員長：一般質問時に経営までの質問になったら議長判断で注意をする。

大縄議長：町長としての答弁か判断する。

小林議員：例えば下重議員の常豊小閉校、七宮議員の小野田自然塾について、誰が質問してもいいが、地元議員がいるので事前に相談はされているのか。(仁義として)

吉田委員：下重議員からは質問する旨、話があった。

委員長：新人議員には地元議員にはひとことことわるようにしておく。

委員長：他になれば一般質問についてはこれで終わる。

(4)請願・陳情等について なし

(5)諸般の報告について

事務局長：例月出納検査報告書、一部事務組合議会結果報告(広域圏)はタブレット、総務・経済常任委員会所管事務調査報告書は写し配布し、委員長報告としたい。

委員長：説明の通り決める。

(6)会期・日程(案)及び会期中の委員会について・

(事務局長が説明 詳細略)

委員長：質疑あるか。

鈴木(安)委員：一般質問の人数振り分け予定は。

事務局長：1日目6人、2日目2人若しくは1日目5人、2日目3人のどちらかで決定願いたい。2日目2人であれば10時開会でもいいと思う。

鈴木(安)委員：傍聴者が9時開会と思っている。

委員長：協議の結果 1 日目 5 人、2 日目 3 人とする。

委員長：提案のとおり会期を決定したい。

(異議なし)

委員長：その他事務局長あるか。

事務局長：予算審議で総括的質疑を昨年と同じとしたいがどうか。

吉田委員：昨年は行ったが今年はやらなくてもいいと思う。委員会で質疑をまとめる体制ができていない。昨年の質疑は効果的ではなかった。

委員長：議員各々が質問することで、今年は総括的質疑を行わないということによいか。

(異議なし)

委員長：今年は総括的質疑を行わないこととする。

(事務局長が予算審議の日程等について説明する。)

委員長：提案通りの日程でよいか。

(異議なし)

第 2 全員協議会の開催について

(事務局が 3 月 2 日に開催通知済み、沿道整備事業の今後の計画等について、第 7 期介護保険事業計画について申し出がある旨、及び常任委員、議会運営委員の任期による選任について会期中に行いたい旨説明)

委員長：質疑あるか。

(異議なし)

委員長：その他あるか。

議長：意見書を総務委員会で出すことはできないか。

小林委員：総務委員会で議運に出すことで決定したらどうか。

鈴木副議長：総務委員会で委員長が議運に図るよう言えばいい。

委員長：これで議事を終わる。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第 27 条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員長